

ふるさと納税制度のあらまし

お寄せいただいた寄付金は、ふるさと納税制度による税制上の優遇措置が適用されます。

「ふるさと納税制度」とは、県や市町村など地方公共団体へ寄付を行った方の申告により、所得税及びお住まいの市区町村へ納める住民税から、寄付金分を差し引くという制度です。

所得税は寄付を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄付を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

○ 所得税控除額

(年間寄付額－2,000円) × 所得税率

○ 住民税控除額 (基本控除＋特例控除)

基本控除 = (年間寄付額－2,000円) × 10%

特例控除 = (年間寄付額－2,000円) × (90%－所得税率)

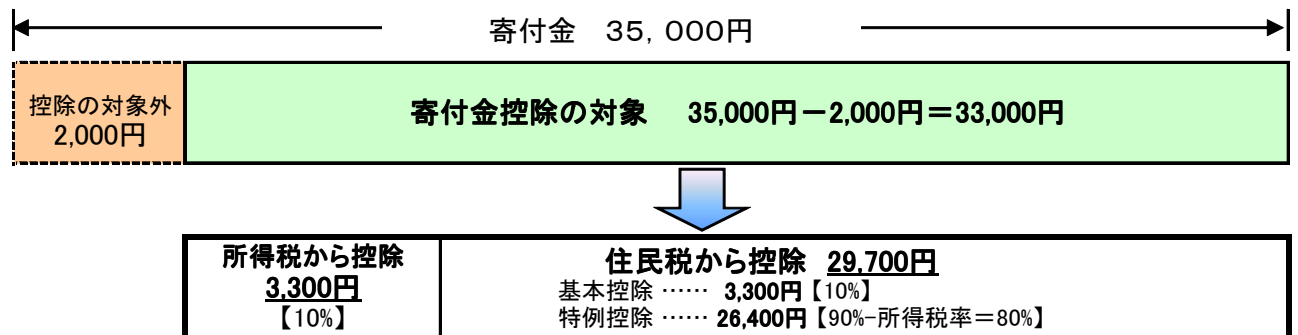
※特例控除は住民税所得割の10%が上限

寄付金控除の計算イメージ(具体例)

『給与収入700万円で夫婦、子ども2人(所得税率10%、住民税所得割 293,500円)のケース』

○ 長野県に35,000円を寄付した場合

寄付額35,000円から寄付金控除の適用下限額2,000円を引いた額が控除の対象になります。



寄付金控除の対象となる33,000円が所得税と住民税から減額されます。

自己負担額2,000円で「ふるさと信州寄付金」を行える寄付額の目安

○ 給与所得者の場合

年 収	夫婦と子ども2人の世帯 (配偶者と小学生、高校生を扶養)		夫婦のみ世帯 (配偶者を扶養)		単身世帯	
	寄付額の目安	税の軽減額	寄付額の目安	税の軽減額	寄付額の目安	税の軽減額
300万円	8,000円	6,000円	12,000円	10,000円	16,000円	14,000円
400万円	16,000円	14,000円	20,000円	18,000円	24,000円	22,000円
500万円	24,000円	22,000円	30,000円	28,000円	34,000円	32,000円
700万円	44,000円	42,000円	55,000円	53,000円	59,000円	57,000円
1,000万円	85,000円	83,000円	90,000円	88,000円	94,000円	92,000円
1,500万円	184,000円	182,000円	190,000円	188,000円	195,000円	193,000円
2,000万円	267,000円	265,000円	270,000円	268,000円	279,000円	277,000円